

土木設計（測量、調査）業務等委託契約書の運用基準について

制定 平成11年3月8日 10監 第552号
最終改正 令和3年3月2日2建企第618号

平成11年4月1日以後に締結する土木設計（測量、調査）業務等委託契約に係る契約書については、「土木設計（測量、調査）業務等委託契約書の改正について」（平成11年3月2日付け10監第539号）をもって通知されたところではあるが、その運用基準を下記のとおり定めたので取扱いに遺憾なきを期せられたい。

記

第1 全般的事項

- 1 この契約書の適用範囲は、公共土木部門に関する設計、測量、調査業務等とする。
- 2 この契約書は、一般的な規定であり、具体的な契約の締結に当たっては、長崎県財務規則に違反しない限りにおいて、必要に応じ適宜契約の実情に合わせ作成すること。
また、取扱いについては、建設工事執行規則を準用する（様式中「工事」の表示箇所を「委託業務」に改めて使用する。）ものとする。
- 3 この契約に当り、契約担任者において削除すべき条項は、前金払については、100万円未満、部分払については1,000万円未満の業務に係る第35条から第37条までとし、第38条第1項空白部分に「0」を記入する。また、業務委託料が100万円以上の業務の前金払又は、1,000万円以上の業務の部分払を行わない場合の契約についても同様の取り扱いとする。なお、当該業務に全く関係ない条項がある場合においても必ずしもこれを削除する必要はないこと。
- 4 共同企業体と契約を締結する場合においては、次によるものとする。
 - (1) 受注者欄には、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員が記名及び押印すること。なお、変更契約書（変更請書）においても、契約行為であるため代表構成員及び構成員が押印することとする。
 - (2) 条文を削除する場合は、「第〇〇条削除」と記載のうえ全ての構成員が押印するものとする。
 - (3) 契約書の部数は、当該共同企業体を構成する構成員の数に発注者を加えた部数を作成すること。
 - (4) 共同企業体協定書の写しを契約書に添付すること。

第2 各条項について

第4条関係

- (1) 長崎県財務規則（以下「規則」という。）第113条第3号の規定により、契約保証金を免除した場合には、契約書頭書の「6 契約保証金」の欄を「免除」とするとともに第4条を削除すること。
- (2) 発注者は、業務委託料の増額変更を行おうとする場合で、契約保証金等の金額が変更後の業務委託料の100分の5以下になるときは、契約保証金等の金額を変更後の業務委託料の10分の1以上に増額変更するものとする。
- (3) 発注者は、業務委託料の減額変更を行おうとする場合で、受注者から契約保証金等の金額を変更後の業務委託料の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金等の金額を変更後の業務委託料の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更するものとする。

第6条関係

第1項の「成果物が著作権法に該当する場合」について一般的に考えられる著作物を例示すると、以下の通りであるが、創作性のないもの等著作権法第2条第1項第1号の客観的基準に該当しないものは、著作物と認められない。

- (1) 報告書（著作権法第10条第1項第1号に規定（小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物）する言語の著作物）
- (2) 設計図書（著作権法第10条第1項第6号に規定（地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物）する図形の著作物）
- (3) イメージベース（著作権法第10条第1項第4号に規定（絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物）する美術の著作物）
- (4) ビデオテープ、映画（著作権法第10条第1項第7号に規定する映画の著作物）
- (5) 写真（著作権法第10条第1項第8号に規定する写真の著作物）
- (6) プログラム及びデータベース
 - ① 建設コンサルタントが独自に作成したプログラム及びデータベース
 - ② 業務を遂行するために必要か、又は効率的に遂行するために業務遂行の過程で開発、作成したプログラム及びデータベース
 - ③ 成果物であるプログラム及びデータベース

なお、業務によって得られたノウハウ、業務遂行の過程で開発した解析手法等は、著作権法上の権利の保護の対象にはなっていない。

また、著作権の公有財産台帳への登載については、著作権を第三者に譲渡することが予想される場合、第三者に実施許諾を行った場合、著作権登録した場合など、その財産としての価値が顕在化した場合に行う。

第8条関係

「受注者がその存在を知らなかったとき」とは、受注者が不知を立証したときに、発注者の費用の負担義務が発生するのではなく、発注者が受注者の知悉を立証したときに、発注者の負担義務が免責される。

なお、受注者が第三者の権利の存在を知っていたときは、原因者負担主義の公平の観点から受注者が負担すべきものである。

第10条、第11条関係

- (1) 設計委託業務の管理技術者・照査技術者について
 - ① 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士、認定技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「R C C M」という）の資格保有者とする。

ただし、業務委託料が100万円未満の軽微な設計委託業務の場合は、当分の間、当該業務の経験者でも可とする。
 - ② 照査技術者は、技術士、認定技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはR C C Mの資格保有者とする。
 - ③ 上記、①、②の「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、主任技師相当以上とし学校教育法に基づく最終学歴により次の経験年数を有する技術者とする。

設計委託業務に係る経験年数

職階	大学卒	短大・高専卒	高校卒
管理技術者	18年以上	23年以上	28年以上
照査技術者	18年以上	23年以上	28年以上

④ 詳細設計照査要領

長崎県の詳細設計照査要領は、国土交通省で定めた「詳細設計照査要領」を準用する。

(2) 地質調査等委託業務の管理技術者・照査技術者について

- ① 管理技術者は、技術士、地質調査技士、港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）認定技術者、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（地質調査に関し15年以上の実務経験者）とする。
ただし、水域における磁気探査及び潜水探査の管理技術者は、港湾海洋調査士（危険物探査部門）の資格保有者とする。
- ② 照査技術者の資格要件は、①管理技術者と同じとする。

(3) 測量委託業務の管理技術者・照査技術者について

- ① 管理技術者は、測量法第49条により登録された測量士とする。
ただし、水域における深浅測量及び水路測量の管理技術者の資格は、下表のとおりとする。

水域における深浅測量及び水路測量の管理技術者の資格

区分	深浅測量	水路測量
資格者	測量士 港湾海洋調査士（深浅測量部門） 水路測量技術（深浅測量） ただし、2級の資格者は港湾関係の実務経験が3年以上	水路測量技術（沿岸・港湾1級）
経験者	港湾関係測量の実務経験15年以上	

※いずれかの項目に該当すれば可とする。

- ② 照査技術者の資格要件は、①管理技術者と同じとする。

(4) 建物等調査業務の管理技術者について

管理技術者は、建築士法第4条第1項により登録された一級建築士、実務経験者（国、地方公共団体等にあって公共用地の取得等に関する実務の経験が10年以上有する者）（以下「実務経験者」という。）又は、建物等の主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）（以下「補償業務管理士」という。）とする。

(5) 土地評価業務の管理技術者について

管理技術者は、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、実務経験者及び土地評価業務の主たる業務に関する補償業務管理士とする。

(6) 営業調査業務の管理技術者について

管理技術者は、税理士、公認会計士、中小企業診断士、実務経験者及び営業調査業務の主たる業務に関する補償業務管理士とする。

(7) 前記（1）から（6）に掲げる以外の補償関連業務については、実務経験者及びその補償関連業務の主たる業務に関する補償業務管理士とする。

(8) 参考

業務内容と配置技術者の資格等

	設計委託業務	調査委託業務	測量委託業務
管理技術者	技術士・RCCM 認定技術者 経験年数	〈地質調査〉 技術士 地質調査技士 港湾海洋調査士 (土地・地質調査部門) 認定技術者 経験年数 〈時期探査・潜水探査〉 港湾海洋調査士 (危険物探査部門)	〈一般測量〉 測量士 〈深浅測量〉 測量士 港湾海洋調査士 水路測量技術(深浅測量) ※2級の資格者又は実務経験3年以上 経験年数 〈水路測量〉 水路測量技術 (港湾・漁港)
照査技術者	任意(資格同上)	任意(資格同上)	任意(資格同上)

	建物等調査業務	土地評価業務	営業調査業務	その他補償関連業務
管理技術者	1級建築士 実務経験者	不動産鑑定士 不動産鑑定士補	税理士・公認会計士 中小企業診断士 補償業務管理士	実務経験者 補償業務管理士
照査技術者	—	—	—	—

第15条関係

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第16条関係

第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を設計図書に明示すること。

第20条関係

第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（現場調査業務である場合に限る。）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

第25条関係

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第23条、第24条第1項及び第2項並びに第41条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第17条においては監督員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては設計図書等の変更が行われた日、第21条第3項においては発注者が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては設計図書等の変更がおこなわれた日、第44条第2項においては受注者が業務の一部中止を通知した日をいうものであること。

第26条関係

- (1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第24条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第2項の「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第17条においては監督員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては設計図書等の変更が行われた日、第20条第3項においては発注者が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては設計図書等の変更が行われた日、第24条第3項においては発注者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第44条第2項においては受注者が業務の一部中止を通知した日をいうものであること。
- (3) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第17条、第19条、第20条第3項、第24条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。
- (4) 設計変更等により業務委託料を変更する場合における業務委託料の変更及び手続きは、次により処理すること。
 - ① 変更後の設計額が変更前の設計額に比し減となるもの若しくは20パーセント以下の増となるもの、又は変更後の設計額が100万円を超えないものは、次の算式で得た額をもって変更業務委託料とし、その額を提示して契約変更申込書（様式第6号）により申込み、受注者から契約変更請書（様式第7号）を徴すること。

算式

$$\text{変更設計額} \times \frac{\text{現業務委託料}}{\text{現設計額}}$$

- ② 変更後の設計額が変更前の設計額に比し20パーセントを超える増となる場合は、受注者から見積書を徴したうえ契約変更申込書（様式第6号の2）により申込み、受注者から契約変更請書（様式第7号）を徴すること。
- ③ 業務委託料の変更について受注者と協議して定める場合は、協議が成立した時点でその額により契約変更申込書（様式第6号の2）により申込み、受注者から契約変更請書（様式第7号）を徴すること。
- ④ 口頭契約による軽微な業務で業務委託料の変更を要する場合の手続きは、(4)の①によること（100万円を超えないものは、契約変更申込書の省略可）。また、口頭契約は、現在の業務委託料が書面により締結されていないため、現業務委託料と変更業務委託料が併記された契約変更請書（様式第7号の2）を徴すること。

第30条関係

- (1) 第4項の「業務委託料」とは、被害を負担する時点における業務委託料をいうものであること。
- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料の1000分の5に相当する額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0円として取り扱うこと。
- (3) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいうものであること。

第35条関係

第3項の「業務委託料が著しく増額された場合」とは、増額前の業務委託料の50パーセント以上かつその額が100万円以上の場合をいう。

第36条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金を下らないこと。

第54条関係

- (1) 第4項の「撤去」には、貸与品等を発注者に返還することが含まれること。
- (2) 第6項の「処分」には、貸与品を回収することが含まれること。

第55条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。また、履行期間後に完了検査を行った場合については、完了検査の結果不合格とされた日から修補が完了して再検査に合格した日までの日数を遅延日数とする。

第3 様式について

関係様式は、別記（一覧表）によるものとする。

附 則

この運用基準は、平成11年4月1日から施行する。（平成11年3月8日 10監第552号）

この運用基準は、平成15年10月1日から施行する。（平成15年9月24日 15監第307号）

この運用基準は、平成21年7月1日から施行する。（平成21年6月24日 21建企第197号）

この運用基準は、平成22年4月1日から施行する。（平成22年3月26日 21建企第751号）

この運用基準は、平成23年4月1日から施行する。（平成23年3月29日 22建企第701号）

この運用基準は、平成30年7月1日から施行する。（平成30年6月27日 30建企第194号）

この運用基準は、平成31年1月21日から施行する。（平成31年1月21日 30建企第552号）

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。（令和2年3月24日 31建企第792号）

この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。（令和3年3月2日 2建企第618号）